

提言・私たちが期待する介護保険

認知症があっても安心して暮らせる社会に向けて

2007年11月1日

社団法人 認知症の人と家族の会

はじめに

認知症の人と家族の会は、1980年の結成以来、認知症の人と家族が安心して暮らせる社会の実現を願って活動してきました。人としての尊厳が守られ、基本的人権が保障された生活を送ることは、乳幼児から高齢者まで、介護を要する人もそうでない人も、国民が共通に願うことです。その願いを実現するために、2009年の介護保険制度改定をひかえ、次のように提言します。

基本的な考え方

- 1 認知症があっても一人暮らしでも希望する自宅で、また施設でも安心して暮らせる制度へ
自宅や地域で暮らし続けたいと願う人が、見守られ、必要なサービスを受けられる在宅により重きを置いた制度に改定すること。施設にあっても、自宅と同じように過ごせ、一人ひとりが大切にされるケアと生活環境が保障されること
- 2 早期から終末期まで、切れ目ない支援体制を整備すること
認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を確立すること
- 3 認知症があっても“笑顔”で生きられる支援体制を整備すること
認知症の人や家族が地域・社会に受け入れられ、笑顔で暮らせるよう、仕事の継続や社会参加を支援する施策、市町村の実情にあった施策、地域の資源づくりなどを積極的にすすめること
- 4 介護に従事する人材の育成と確保のために待遇改善を図ること
介護に従事する人材を育成、確保して介護の社会化を実現するために、介護従事者の生活が保障され、安心して仕事に取り組めるよう待遇改善を図ること
- 5 暮らしを支え、生活を保障する社会保障制度へ
年金など自分の収入で生活が成り立ち、また介護保険サービスなど暮らしに必要なサービスが利用できる社会保障制度を確立すること

具体的な改善提案

- 1 在宅で要介護4、5の人が支給限度額を超えて利用する場合は、全額自己負担ではなく介護給付を認める
- 2 必要な訪問介護の利用は同居家族の有無にかかわらず認める
- 3 認知症があると認められる場合には「要介護1」以上になる認定システムに改善する
- 4 若年期の認知症の人が仕事を続けられるよう支援する制度をつくり、採用する事業体へは補助金を支給する
- 5 若年期の認知症の人を受け入れる高齢者の通所介護にも加算を認める
- 6 地域包括支援センターは設置趣旨に則り、地域のコーディネート機関として充実させ、介護保険給付実務から外す
- 7 介護支援専門員が中立、公平を保つことができ、質を高め、専門性が發揮できる体制とする
- 8 介護従事者の賃金、労働条件の改善を図るために、必要な対策を講じる
- 9 介護保険給付による介護予防はやめ、別事業とする
- 10 受け皿の準備のないまま療養病床廃止を先行させることはしない
- 11 認知症の人の一般病院入院時に、ホームヘルパーの付き添いを認めるなど対応の改善を図る
- 12 地域の家族の会など当事者組織の活動への支援を強化する

調査項目削減で一定の改善される

前ページの「総会アピール」で危惧を表明した「認定調査項目の削減」について、「家族の会」はその後あらためて厚労省に「意見書」を提出しましたが、その意見が採用され、とくに認知症の状態把握に係が深い9項目が残されることになりました。

これは、認定調査員が認知症の症状に注目し特記事項を書き込む条件が残されたことであり、認知症の認定が不利になる要素を低くしたことです。

認知症と診断されかつ「自立度Ⅱa」以上は要介護1以上に——「家族の会」の主張

認知症の認定に関する「家族の会」の主張は上記のとおりで、前記の「意見書」にもそのことを記載していましたが、認定調査項目問題を検討する会議の席上、厚労省老人保健課長はあらためて「認知症の場合は要介護1にする」と言明しました。

これは、認知症があれば機械的に要介護1にするという意味ではありませんが、介護の手間が正確に判断されれば要介護1以上に認定されるということです。その意味で、本人や家族が日々の状態を伝えること、調査員と医師が特記事項や意見書を正確に記載すること、認定審査会が状態をしっかり把握することが大切です。

「同居家族がいることが判断基準ではない」 生活援助ヘルパーについて厚労省が通知

厚労省老健局振興課は、昨年12月に続いて8月25日に「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて」の事務連絡を都道府県介護保険主管課あてに通知しました。「同居家族等がいることを判断基準として…決定する事がないよう」市町村に周知徹底するように求めていました。

【参考】「軽度者に対する介護給付の見直しによる影響額試算(機械的な試算)」
(5月、財務省が財政審に提出。抜粋)

案	介護給付費影響額
要介護度が軽度の者を介護保険制度の対象外とした場合	▲約2兆900億円
要介護度が軽度の者であって生活援助のみの場合の給付を介護保険制度の対象外とした場合	▲約1,100億円
要介護度が軽度の者の自己負担割合を1割から2割にした場合	▲約2,300億円

注:「軽度の者」=要支援1～要介護2の者

介護保険の改善を求める 「家族の会」の主張

掲載内容

「提言」「総会アピール」この間の経過

The book cover features large, bold Japanese characters '提言' (Proposal). To the left, vertical text reads '緊急出版' (Emergency publication). To the right, vertical text includes '認知症の人と家族の会' (Alzheimer's Association Japan), '提言・私たちが期待する介護保険' (Proposed care insurance we expect), '詳しく解説' (Detailed explanation), and '介護保険・社会保障のこれからを考える' (Thinking about the future of care insurance and social security). A small inset shows a document page with text. At the bottom, it says '社団法人 認知症の人と家族の会◎編' (Edited by Alzheimer's Association Japan) and '国が生き延びてもそこに住んでいる人が生き延びなければ意味がない' (Even if the country survives, if people who live there do not survive, it has no meaning) from '緊急座談会より' (From the emergency seminar).

お問い合わせ・ご要望は下記まで

 **社団法人 認知症の人と家族の会**
Alzheimer's Association Japan

〒602-8143 京都市上京区堀川通丸太町下ル
京都社会福祉会館内

E-mail : office@alzheimer.or.jp

ホームページ : www.alzheimer.or.jp

家族の会 検索

TEL.075-811-8195 FAX.075-811-8188

来年(09年)春に、介護保険の改定が行われます。それに向けて「家族の会」は昨秋、「提言・私たちが期待する介護保険」を厚生労働大臣に申し入れました。その主張のいくつかは、同省の「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト報告」に取り入れられました。

一方、財務省は、要介護2以下を介護保険からはずすなどの「試算」を財政審に示しました。また、要介護認定調査検討会では、認知症の状態把握に重要な項目を大幅に削除する案が浮上しました。

これらに対して、「家族の会」は「総会アピール」「調査項目削減についての意見書」を厚労省に届けました。その結果、項目削減については一定の改善が図られました。

いま、介護保険をめぐってさまざまな意見や思惑があります。この資料は、結成以来28年間、介護の社会化と「ぼけても安心して暮らせる社会」を求めてきた組織として、私たちの願いと主張を多くのみなさんに知っていただくために作成しました。共感、賛同の輪が広がることを願って—。

2008年9月

 **社団法人 認知症の人と家族の会**
Alzheimer's Association Japan

提言・私たちが期待する介護保険

はじめに

認知症の人と家族の会は、1980年の結成以来、認知症の人と家族が安心して暮らせる社会の実現を願って活動してきました。人としての尊厳が守られ、基本的人権が保障された生活を送ることは、乳幼児から高齢者まで、介護を要する人もそうでない人も、国民が共通に願うことです。その願いを実現するために、2009年の介護保険制度改定をひかえ、次のように提言します。

基本的な考え方

1 認知症があっても一人暮らしでも希望する自宅で、また施設でも安心して暮らせる制度へ

自宅や地域で暮らし続けたいと願う人が、見守られ、必要なサービスを受けられる在宅により重きを置いた制度に改定すること。施設にあっても、自宅と同じように過ごせ、一人ひとりが大切にされるケアと生活環境が保障されること

2 早期から終末期まで、切れ目ない支援体制を整備すること

認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を確立すること

3 認知症があっても“笑顔”で生きられる支援体制を整備すること

認知症の人や家族が地域・社会に受け入れられ、笑顔で暮らせるよう、仕事の継続や社会参加を支援する施策、市町村の実情にあった施策、地域の資源づくりなどを積極的にすすめること

4 介護に従事する人材の育成と確保のために待遇改善を図ること

介護に従事する人材を育成、確保して介護の社会化を実現するために、介護従事者の生活が保障され、安心して仕事に取り組めるよう待遇改善を図ること

5 むらしを支え、生活を保障する社会保障制度へ

年金など自分の収入で生活が成り立ち、また介護保険サービスなど暮らしに必要なサービスが利用できる社会保障制度を確立すること

～認知症があっても安心して暮らせる社会に向けて～

厚生労働大臣 幸田要一様

2007年11月1日

社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事 高見国生

具体的な改善提案

- 1 在宅で要介護4、5の人が支給限度額を超えて利用する場合は、全額自己負担ではなく介護給付を認める
- 2 必要な訪問介護の利用は同居家族の有無にかかわらず認める
- 3 認知症があると認められる場合には「要介護1」以上になる認定システムに改善する
- 4 若年期の認知症の人が仕事を続けられるよう支援する制度をつくり、採用する事業体へは補助金を支給する
- 5 若年期の認知症の人を受け入れる高齢者の通所介護にも加算を認める
- 6 地域包括支援センターは設置趣旨に則り、地域のコーディネート機関として充実させ、介護保険給付実務から外す
- 7 介護支援専門員が中立、公平を保つことができ、質を高め、専門性が発揮できる体制とする
- 8 介護従事者の賃金、労働条件の改善を図るために、必要な対策を講じる
- 9 介護保険給付による介護予防はやめ、別事業とする
- 10 受け皿の準備のないまま療養病床廃止を先行させることはしない
- 11 認知症の人の一般病院入院時に、ホームヘルパーの付き添いを認めるなど対応の改善を図る
- 12 地域の家族の会など当事者組織の活動への支援を強化する

介護保険の改善を求めるアピール

2008年6月14日 (社) 認知症の人と家族の会 総会

- 1 2009年4月に介護保険の改定が行われるにあたって、「家族の会」は昨年11月に、これからの社会福祉・社会保障の望む姿と当面の改善項目を提案する「提言・私たちが期待する介護保険」を発表し、厚生労働大臣に申し入れを行いました。
- 2 「提言」で示した「5つの基本的な考え方」については厚生労働省はじめ行政からも賛同の意思表明がされ、12項目の「具体的改善提案」については、障害者団体、介護従事者など多くの人たちからもぜひ実現してほしいとの声が寄せられています。
- 3 厚生労働省においては、私たちの声を受けとめ4月下旬に、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクトチーム」を立ち上げ、7月末をめざして「基本方針」と「短期的対策」をめざして鋭意作業が進められています。
- 4 しかるに、5月の財政制度等審議会に、要介護度2以下の人在介護保険から外すなど3通りの財務省の試算が示されました。これは、3人のうち2人を切り捨て、また認知症の人を事实上除外するなど介護保険制度の存在意義そのものを見すことにつながる内容です。「試算」とはいえ、このような提案が行われることに私たちには大きな不安を覚えます。必要な制度は持続し発展させる方向での議論を求めるものです。
- 5 一方、要介護認定調査検討会では、現行の認定調査82項目のうち、23項目（うち認知症に関係するものが半数以上を占める）について削除することが提案されています。要するに「判定結果に差が出ない」との理由ですが、これらの項目を削除すれば特記事項も書かれないこととなり、認知症の状態の把握がいっそう困難になると危惧されます。むしろこれらの項目を認定に正しく反映させる工夫と改善をこそ求めるものです。
- 6 後期高齢者医療保険制度に国民の怒りが高まるさなかに、さらに介護保険制度の縮小や認知症が正しく把握されない方法への変更は私たちの願いとは相反するものであり、「提言」で示す考え方と具体的改善を進めることこそが認知症の人と家族の願いであるということをあらためて訴えるものです。

「緊急プロジェクト報告」の実現と介護保険改善を求めるアピール

(2008年秋 「家族の会」代議員会アピール)

認知症の人と家族の会（2008.10.18、奈良にて）

- 1 2007年11月、「家族の会」は、「提言・私たちが期待する介護保険～認知症があつても安心して暮らせる社会に向けて～」を厚生労働大臣に申し入れ、その後全国の自治体・議会、関係団体にも説明し普及を図るとともに、京都、広島、埼玉、富山で提言と介護保険を考えるつどいを開催してきました。
- 2 これら一連の取り組みを通じて、提言は、多くの国民が願うこれから社会保障の姿を示したものであり、介護保険に関する12項目の具体的改善提案は早急に実現されるべきものとの確信を深めました。
- 3 このようなさなかの7月に公表された厚労省「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト報告」には、『本人やその家族の生活を支援し、その質を向上させるための施策の流れを確立すること』、若年期については『就労対策を含めた包括的な自立支援施策を推進すること』が必要として、提言の内容がいくつか反映されました。
- 4 「緊急プロジェクト報告」の内容は、厚労省の平成21年度予算概算要求の中に、全国64カ所での認知症コールセンターの開設、地域包括支援センターへの連携担当者配置などが盛り込まれました。「家族の会」はこれらを歓迎し、来年度予算として実現することを望みます。そして、事業が実施される際に、「家族の会」の経験と実績が役に立ち、あわせて「家族の会」活動としても有効な事業には協力を惜しまないものです。
- 5 しかし一方で、要介護軽度者の介護保険制度からの除外や利用の抑制が行われるのではないかという危惧は消えません。関係する審議会、委員会等に「家族の会」の代表を加え、認知症本人と家族の意向を反映させることを求めるものです。
- 6 「家族の会」副代表が委員になっている社会保障審議会介護給付費分科会では、すでに議論が始まっています。この中では、提言の具体的改善提案が実現することを期待します。ホームヘルパーの家事援助の改善、介護従事者の待遇改善、若年期認知症受け入れ施設への加算など、改善に必要な財源については、「命と暮らしこそが何よりも大事」という視点に立って、国全体の予算の使い方の改善・工夫での対処を求めるものです。

以上